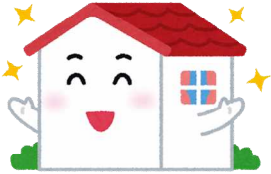
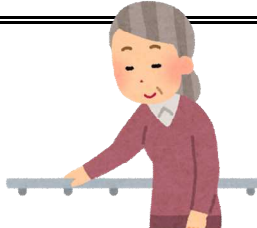


【介護保険・住宅改修費の支給サービス】

| | |
|--|---|
| 利用できる方 | 介護保険で、要介護(1, 2, 3, 4, 5)または要支援(1, 2)と認定された方 |
| 対象となるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・引き戸等への扉の取り替え ・床段差の解消 ・滑りの防止等のための床材変更 ・和式便器から洋式便器への取り替え など  |
| 支給額 | 改修にかかった費用の内、その方の負担割合によって、7～9割を支給します。 したがって、被保険者負担は1～3割ですが、支給限度額を超えた費用や保険給付対象外の工事費用は全額自己負担となります。 |
| 支給方法 | 改修費用は、いったん全額自己負担となります。 その後申請・決定に基づき、その費用の7～9割を支給します。(償還払) |
| 支給限度基準額 | 20万円(給付対象工事額が20万円に達するまで複数回の工事が可能です。) ※最高支給額は14～18万円です。 |
| 改修を行う前に必ず事前協議をしてください！ (支給できない場合があります) | <ol style="list-style-type: none"> ①担当のケアマネージャーに連絡。改修について相談する。 ②施工業者に見積もりをもらう。 ③改修内容が決まったら、改修場所の写真を撮る。(撮り漏れ注意) ④次の書類を持って、介護保険課介護保険係と協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修が必要な理由書(ケアマネージャー等が作成。) ・日付の入った改修前の写真 ・見積書(カタログ等のコピー添付) ・図面 ・住宅所有者の承諾書(改修者と住宅所有者が異なる場合に限る。) ⑤協議後、施工業者・ケアマネージャーと連携を取りながら改修を行う。 |
| 改修後、申請に必要な書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・住宅改修理由書 ・日付の入った改修前・改修後の写真 ・工事費内訳書(見積もりと同額であっても必要。) ・領収書原本  |

……お問い合わせ先……

吉野川市長寿いきがい課 介護保険係

電話 0883-22-2264